ロ　その雇用する精神障害者である労働者（イの雇入れに係るものを除く。ハにおいて同じ。）にイの雇入れに係る者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること。

ハ　その雇用する精神障害者である労働者に当該業務を担当させた日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、イの雇入れを行う事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

チ　過去に精神障害者雇用安定奨励金（この号又は次号に係るものに限る。）の支給を受けたことがある場合においては、イの雇入れの日が最後の支給決定日の翌日以後であること。

七　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の休職者を、職場復帰により継続的に就労させる事業主であること。

ロ　その雇用する精神障害者である労働者（イの職場復帰に係るものを除く。ハにおいて同じ。）にイの職場復帰に係る者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること。

ハ　その雇用する精神障害者である労働者に当該業務を担当させた日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、イの職場復帰による就労を行わせる事業主であること。

ニ　過去に精神障害者雇用安定奨励金（前号又はこの号に係るものに限る。）の支給を受けたことがある場合においては、イの職場復帰の日が最後の支給決定日の翌日以後であること。

八　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、当該イからニまでに定める額

イ　第一号に該当する事業主　同号ロの雇入れに係る精神障害者支援専門家に対する賃金額（その額が百八十万円を超えるときは、百八十万円）

ロ　第二号に該当する事業主　精神障害者支援専門家一人の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円を限度とする。）

ハ　第三号に該当する事業主　同号ロの講習に要した費用の三分の二の額（その額が五十万円を超えるときは、五十万円）

ニ　第四号又は第五号に該当する事業主　精神障害者支援講習に要した費用の二分の一の額（ただし、講習一回につき五万円、かつ、一年につき二十五万円を限度とする。）

ホ　第六号又は第七号に該当する事業主　二十五万円

九　第一号ロに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における前号イの規定の適用については、同号イ中「百八十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

十　第三号ロの課程を被保険者が一年につき三人を超えて履習する場合には、これに要する費用を支給しない。

第百十九条第一項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「（第百二条の五第二項第一号又は第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「地域求職者雇用奨励金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「又は中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」及び「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「、求職活動等支援給付金」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「、求職活動等支援給付金」を削り、「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「、求職活動等支援給付金」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項から同条第三十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十三項を削り、同条